

定期監査結果報告書

1 監査の期日 平成15年2月14日（金）

2 監査の対象 市民部所掌事務全般

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成14年4月1日から平成14年11月30日までの間における市民部の予算執行状況、使用料等の収納事務、支出負担行為、委託契約、前渡資金取扱状況、補助金交付等の財務管理をはじめ、施設、備品等の財産管理について、関係する法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ市民部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成14年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

市民税課では、市税に係る税制の改廃及び調査研究、納税意識の高揚、固定資産評価審査委員会、地方税譲与税、利子割交付金及び特別地方消費税交付金等の税務事務、市民税及び県民税、軽自動車税及び国民健康保険料の賦課事務、資産税課では、特別土地保有税審議会、特別土地保有税の申告及び調査、国有資産等所在市交付金等の税務事務、土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税、償却資産に係る固定資産税の賦課事務、納税課では、市税、県民税及び国民健康保険料の徴収事務、収納消し込み、納付相談、口座振替等の事務、滞納整理事務、市民課では、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明等の戸籍住民基本台帳事務、外国人登録事務、保険年金課では、福祉医療、入院時食事療養費給付、国民年金、重度障害者特別給付金支給、外国人等高齢者特別給付金支給、国民健康保険の事務、老人保健医療事務と幅広い事業を実施している。

今後においても、各種事業の推進について、なお一層の努力を期待するものである。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成14年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。

今後も不要な支出を抑え、経費の節減に努めると共に、予算計上された歳入の確保に向けてなお一層努められたい。

(2) 現金取扱事務について

前渡資金の取扱いについて審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

資金前渡は、地方自治法施行令第161条に「職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。」と規定されている。

前渡資金前受者の指定に当たっては、直接支払いに関与しない者が全く形式的に責任者として名義を出すといった形にならぬよう十分留意されたい。

(3) 財産管理事務について

管理備品は、備品管理簿に基づき、平成14年度に取得及び廃棄したものを主に審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

備品管理簿は財務規則に様式が定められており、なお旧様式を使用しているものが見受けられたので、早期に規定の様式に統一されたい。

また、新規購入物品において、一部購入後相当の期間を経過して備品管理簿に記載されていないものが見受けられたので、早急に整理するとともに、今後において適正な処理に努められたい。

(4) 契約事務について

主に委託事業について、執行状況に関する資料及び契約関係書類により審査し、その一部を抽出して、契約方法、業務内容等について担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

(5) その他

① 市税及び国民健康保険料の収納状況及び滞納の状況等について提出された資料に基づき、担当者の説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されているが、滞納金額は年々増加しており、市の財源確保並びに納税者等の公平性の確保に向けてなお一層の努力を望みたい。

② 保守点検委託業務において、一部業務遂行の確認が十分に行われてい

ないと思われるものが見受けられた。

委託業務内容を明確にするとともに、点検業務遂行時の確認方法、業務完了後の報告のし方等について、再確認されたい。

- ③ 市民部において管理する公印及び領収印について、管守者及び担当者より管理簿及び使用簿の提示を求め、その管理方法及び使用方法等の説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

証明用の公印は使用機会が多く、今後とも適正に使用するとともに、厳正な管理に留意されたい。

- ④ 時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取した。

課、係、担当者により時間数及び取得日数に不均衡が見られ、一部には恒常的な時間外勤務も見受けられた。

職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、極力均衡化を図るとともに恒常的な時間外勤務については見直しを図られたい。

- ⑤ 市民部の仕事は、住民生活と密接に関わるものであり、市民と直接接触する機会も多い。また、税務事務において、市の財源確保に大きく関わる重要な役割を担っており、日々精力的に努力されている。

今後も、市民福祉の充実に向けて、公務員の基本理念である全体の奉仕者としてなお一層公平、公正に事務を遂行されるよう切望する。